

新宿基署発 0902 第 1 号
令和 7 年 9 月 2 日

一般社団法人新宿労働基準協会
会長 殿

新宿労働基準監督署長



「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

平素より労働者の健康確保、労働災害の防止等に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づき、事業者に対して労働者への健康診断、健康診断結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置等の実施について定めていますが、これを改めて徹底するため、平成 25 年度より全国労働衛生週間準備期間である毎年 9 月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付けております。

本年度の強化月間については、下記の強化月間の取組を実施することとしておりますので、この強化月間の趣旨をご理解の上、同通達の別添 1 から別添 8 のリーフレット、及び別添 9 として新宿労働基準監督署管内の定期健康診断における有所見率の状況を同封しますので、会員事業場、関係者等への周知等にご協力をお願いします。

また、令和 7 年 9 月 1 日から同月 30 日までを準備期間、10 月 1 日から 10 月 7 日までを本週間として、「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」を全体のスローガンに、全国労働衛生週間が実施されていることから、積極的な周知及び各事業場において確実な取組が行われるよう指導援助に特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

1 重点事項

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (5) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
- (6) 平成 30 年 3 月 29 日付け基安労発 0329 第 2 号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用



2 取組を実施する上での留意点

- (1) 1の(1)については、健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底していただきたいこと。また、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な事後措置を実施していただきたいこと。

さらに1の(3)については、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対しては、医師又は保健師による保健指導を行うよう努めていただきたいこと。事後措置や保健指導を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」(平成8年10月1日健康診断結果措置指針公示第1号、平成29年4月14日最終改正)を十分に考慮いただきたいこと。

なお、これらについては、労働者数50人未満の小規模事業場も含む全ての事業場において取り組んでいただく必要があること。合わせて、1の(6)については、地域産業保健センターにおいて労働者数50人未満の小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じてその利用を勧奨していただきたいこと。

- (2) 1の(4)については、事業者が、高確法第27条第3項の規定により安衛法等に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供することが義務となっている。また、特定健康診査に相当しない項目についても、労働者に同意を得ることにより保険者に対して提供可能であるが、これらを知らないこと等により、中小企業等において、医療保険者への健康診断の結果の情報提供が進んでいないといった指摘がある。一方、こうした情報提供により、コロナヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和5年7月31日付け基発0731第1号保発0731第4号「「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について」に基づいた対応を依頼しているところである。

また、1の(5)については、令和3年6月11日に健保法が改正され、令和4年1月より、特定健康診査の対象とならない40歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者には義務付けられている。

以上を踏まえ、定期健康診断の結果の提供の義務について、別添1のリーフレットの活用等により、周知を行っていただきたいこと。

- (3) 安衛法に基づく各種健康診断の結果報告については、電子申請の利用が可能であることから、別添2のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。なお、一般定期健康診断の結果報告等、別添2中で示されている手続きについては、本年1月より電子申請が義務化されている、リーフレットの活用等により改めて周知いただきたいこと。

- (4) 派遣労働者の健康診断に関する措置義務については、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。

ア 派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認すること。

イ 派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存状況、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。

ウ 派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。

- (5) 外国人労働者を雇用する事業者等に対して、一般定期健康診断の問診票の外国語版(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、

タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語) (※1)の周知を行っていただきたいこと。

3 ストレスチェック制度の実施等

健康診断の実施及び事後措置等の実施に係る重点事項の指導等と併せて、以下のストレスチェック制度の適切な実施等についても指導、周知・啓発を行うこと。

- (1) ストレスチェック制度の適切な実施(実施結果の労働基準監督署への報告を含む)の徹底、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組の推進
- (2) 本年5月14日に公布された改正労働安全衛生法(施行日は公布後3年以内に政令で定める日)による労働者数50人未満の事業場に対するストレスチェック実施義務化についての対象事業場への周知

4 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行っていただきたいこと。

- (1) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号、令和5年3月31日最終改正)に基づく取組の推進
 - ア 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」(平成17年3月策定、令和元年9月改訂)に基づく取組
 - イ 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のポスター等を活用した「体力づくり強調月間」(※2)(毎年10月1日～31日)、スポーツの日(毎年10月の第2月曜日)及び「Sport in Life 推進プロジェクト」(※3)の周知啓発
 - ウ 労働者の高齢化を踏まえた取組については、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の策定について(令和2年3月16日付け基発0316第1号)に基づく取組
- (2) 職場におけるがん検診の推進
 - ア 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨(※4)
 - イ 特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添3及び別添4のリーフレットを活用した周知
 - ウ 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」(平成30年3月策定)を参考にしたがん検診の実施
 - エ 別添5のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知
- (3) 女性の健康課題に関する理解の促進
 - ア 別添6のリーフレットを活用した、産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知
 - イ 企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」(※5)や「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」(※6)の活用
 - ウ 別添7の転倒災害防止に向けたリーフレットを活用した骨粗鬆症検診の受診勧奨
- (4) 口腔の健康の保持増進
令和7年7月1日付け基安労発0701第1号「一般健康診断問診票を活用した歯科受診勧奨について(協力依頼)」中の歯科早期受診勧奨リーフレット(※7)を活用した歯科受診勧奨

(5) 眼科検診等の実施の推進

ア アイフレイルチェックリスト(※8)や6つのチェックツール(※9)を活用した目のセルフチェックの推進

イ 転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添8のリーフレットを活用した眼科検診(※10~12)の周知

(6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進

ア 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」(平成23年5月16日策定、令和4年3月7日最終改訂)に基づく職域での検査機会の確保等

イ 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」(平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂)に基づく取組

ウ 令和4年4月20日付け基安労発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について(協力依頼)」等に基づく抗体検査の機会の提供等

(7) 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」(令和6年5月28日策定)に基づく、個人事業者等による定期的な健康診断の受診、注文者等による健康診断の受診に要する費用の配慮等個人事業者等の健康管理のための取組の周知

(※1) 「一般定期健康診断の間診票の外国語版」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/gyou_sei/anken/index.html

(※2) 体力づくり国民運動（「体力づくり強調月間及びスポーツの日」ポスター等）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1377272.htm

(※3) Sport in Life 推進プロジェクト <https://sportinlife.go.jp/>

(※4) がん検診普及啓発ポスター

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000126978.html>

(※5) 働く女性の心とからだの応援サイト

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>

(※6) 女性の健康推進室ヘルスケアラボ

<https://w-health.jp/>

(※7) 歯科早期受診勧奨リーフレット：

https://www.jda.or.jp/occupational_health/doc/early-medical-examination-leaflet.pdf

(※8) アイフレイルチェックリスト

<https://www.eye-frail.jp/checklist/>

(※9) 6つのチェックツール：

<https://www.eye-frail.jp/checklist/tenken/>

(※10) 眼科検診に関する情報：

<https://www.gankaikai.or.jp/health/43/index.html>

(※11) 眼底検査に関する情報：

<https://www.gankaikai.or.jp/info/detail/kensindaiji.html>

(※12) 緑内障に関する情報：

<https://www.gankaikai.or.jp/info/detail/glaucoma.html>

(別添1) 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_62293.html

(別添2) 労働安全衛生関係の一部の手續の電子申請が義務化されます

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001281755.pdf>

(別添3) これから受ける検査のこと 子宮頸がん検診

https://ganjoho.jp/public/qa_links/brochure/leaflet/screening.html

(別添4) これから受ける検査のこと 乳がん検診

https://ganjoho.jp/public/qa_links/brochure/leaflet/screening.html

(別添5) がん対策推進企業アクション

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/a0f1a86cbd982aa46428a4f145efb55c33e42211.pdf>

(別添6) 働く女性の健康推進に取組みましょう

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/gyou_sei/anken/index.html

(別添7) 労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>

(別添8) 目の健康対策で STOP! 転倒災害

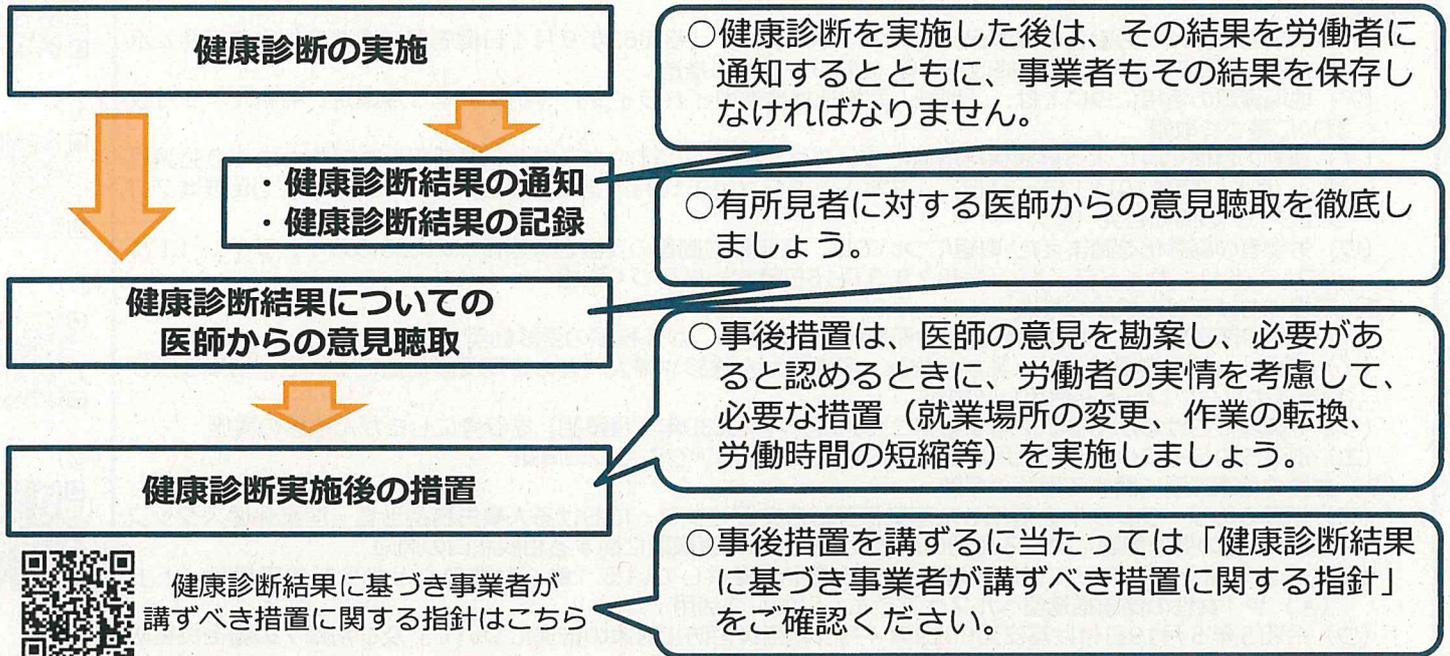
<https://www.gankaikai.or.jp/info/detail/kensindaiji.html>

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

1.健康診断及び事後措置の実施の徹底

- 健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。
一般的に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。



<地域産業保健センターのご案内>

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、健康診断結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

2.医療保険者との連携

- 医療保険者※1から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。

○保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。

○これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。

※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

○厚生労働省では、コラボヘルス※2等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※2：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金のご案内はこちら



【重点事項】

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
- (6) 平成30年3月29日付け基安労発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

【その他の産業保健に関する取組の周知・啓発】

事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項の指導等と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行うこと。

- (1) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号、令和5年3月31日最終改正）等に基づく取組の推進
 - (ア) 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」（平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組
 - (イ) 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のポスター等を活用した「体力づくり強調月間」(1)（毎年10月1日～31日）、スポーツの日（毎年10月の第2月曜日）及び「Sport in Life推進プロジェクト」の周知啓発(2)
 - (ウ) 労働者の高齢化を踏まえた取組については、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）（令和2年3月16日策定）に基づく取組
- (2) 職場におけるがん検診の推進
 - (ア) 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨(3)
 - (イ) 特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添3及び別添4のリーフレットを活用した周知
 - (ウ) 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」（平成30年3月策定）を参考にしたがん検診の実施
 - (エ) 別添5のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知
- (3) 女性の健康課題に関する理解の促進
 - (ア) 別添6のリーフレットを活用した産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知
 - (イ) 企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」(4)や「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」(5)の活用
 - (ウ) 令和5年5月19日付け基安発0519第4号「転倒災害防止対策の推進について」及び別添7の転倒災害防止に向けたリーフレットによる骨粗鬆症検診の受診勧奨
- (4) 口腔の健康の保持増進
令和7年7月1日付け基安労発0701第1号「一般健康診断問診票を活用した歯科受診勧奨について（協力依頼）」中の歯科早期受診勧奨リーフレット(6)を活用した歯科受診勧奨
- (5) 眼科検診等の実施の推進
 - (ア) アイフレイルチェックリスト(7)や6つのチェックツール(8)を活用した目のセルフチェックの推進
 - (イ) 転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添8のリーフレットを活用した眼科検診(9、10、11)の周知
- (6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進
 - (ア) 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、令和4年3月7日最終改訂）に基づく職域での検査機会の確保等
 - (イ) 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組
 - (ウ) 令和4年4月20日付け基安労発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等
- (7) 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」（令和6年5月28日策定）に基づく、個人事業者等による定期的な健康診断の受診、注文者等による健康診断の受診に要する費用の配慮等個人事業者等の健康管理のための取組の周知



※本月間に係る通知本文や別添をご参照されたい場合はこちらをご覧ください。⇒

※上記で参照している資料(1～11)や別添のリンク先はそれぞれ、右欄・下欄の対象QRコードをご覧ください。（リンク先の参照等の関係で、一部通達の表記を加工しています。）

(別添2)



(別添3)



(別添4)



(別添5)



(別添6)



(別添7)



(別添8)



(1)



(2)



(3)



(4)



(5)



(6)



(7)



(8)



(9)



(10)



(11)



労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- ・ 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
- ・ 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
- ・ 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

電子申請の詳細は
こちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！

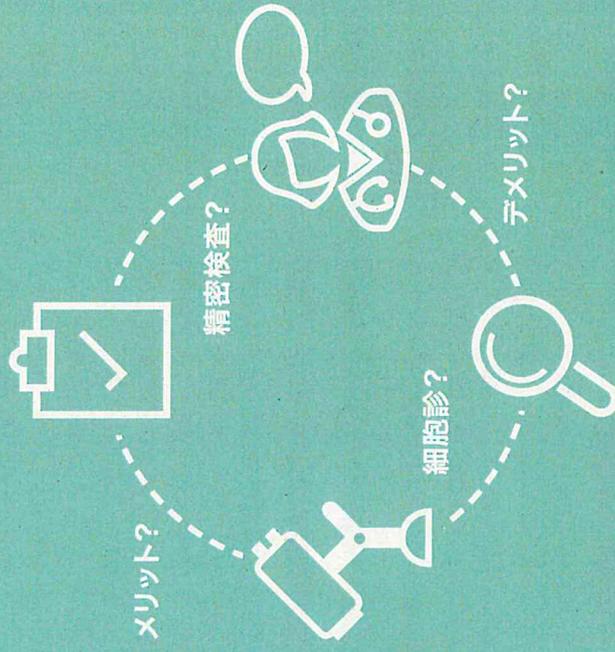


厚生労働省労働基準局
広報キャラクター たしかめたん



ひとくらし、みらいのために
厚生労働省 ・ 都道府県労働局 ・ 労働基準監督署
Ministry of Health, Labour and Welfare

これから受ける検査のこと 子宮頸がん検診



子宮頸がんについて

- ✓ わが国では女性のがんの中で罹患する人が多く、特に30～40歳代の女性で近年増加傾向にあるがんです。
- ✓ 検診を受けることで、がんになるリスクや死亡リスクが減少します。
- ✓ 検診は2年に1度定期的に受けてください。ただし、月経(生理)以外に出血がある、閉経しただけに出血がある、月経が不規則などの症状がある場合は次の検診を待たずに医療機関を受診してください。
- ✓ 検診で「要精密検査」となった場合は、その後必ず精密検査を受けてください。
- ✓ 精密検査はコルポスコプ下の組織診・細胞診・HPV検査などを組み合わせて行います。
- ✓ 検診では、がんでないのに「要精密検査」と判定される場合や、がんがあるのに見つからない場合もあります。
- ✓ 検診は自治体と、各医療機関が連携して行っています。精密検査の結果は関係機関で共有されます。[※]

※精密検査の結果は市区町村へ報告されます。また、最初に受診した医療機関と異なる医療機関で精密検査を受けた場合は、最初に受診した医療機関にも後日精密検査結果が共有されます。(医療機関の検診精度向上のため)

「子宮頸がん」「がん検診」などのがんの情報についても詳しく知りたい方に、国立がん研究センターのがん情報サービスは、わかりやすく確かな情報をお届けしています。



ganjoho.jp

国立がん研究センター
がん情報サービス



国立がん研究センターは、皆さまからのご寄付で「確かな・わかりやすい・役立つ」がん情報をつくり、全国の図書館などにお届けするキャンペーンを行っています。ぜひご協力ください。

発行：国立がん研究センターがん対策情報センター
がん医療支援部 検診実施管理支援室 2021年4月
協力：厚生労働行政推進調査事業費補助金「検診効果の最大化に資する
職域を加えた新たながん検診精度管理手法に関する研究」班

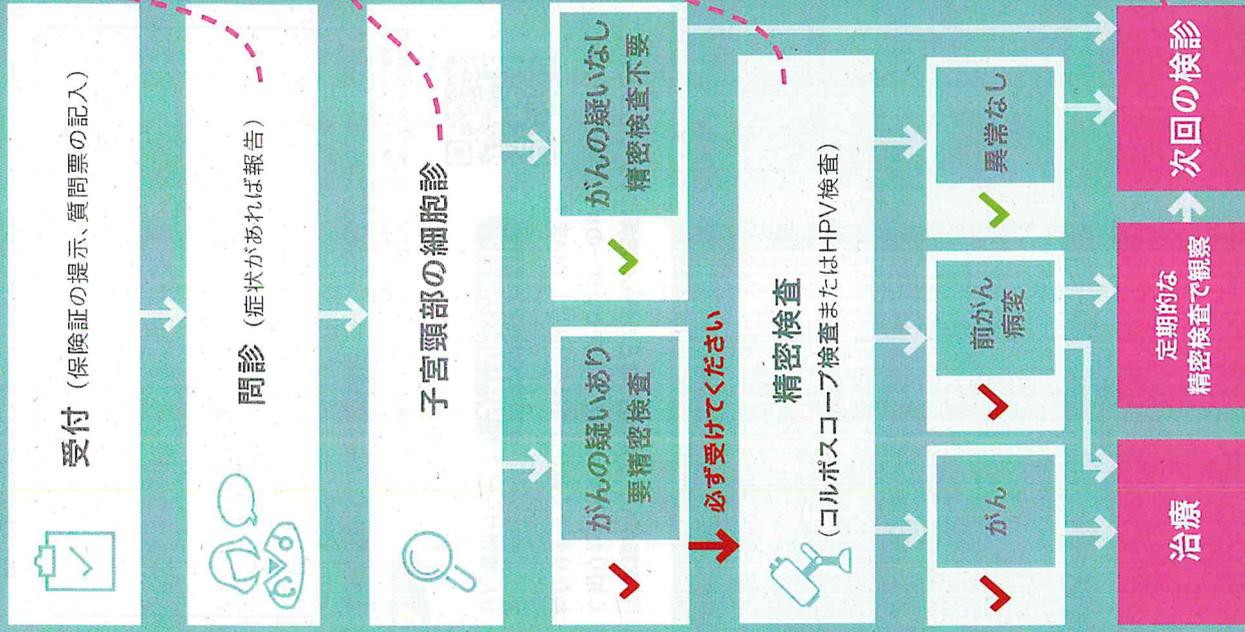
子宮頸がん検診を受ける前に...

子宮頸がんは罹患する人(かかる人)がわが国の女性のがんの中でも比較的多く、また30-40歳代の女性で近年増加傾向にあります。自治体で推奨している子宮頸がん検診(子宮頸部の細胞診)は「死亡率、罹患率を減少させることが科学的に証明された」有効な検診です。早期発見、治療で大切な命を守るために、20歳以上の女性は2年に1度定期的に検診を受診し、「要精密検査」という結果を受け取った場合には必ず精密検査を受けるようにしてください。

すべての検診には「デメリット」があります。がんは発生してから一定の大きさになるまでは発見できませんし、検査では見つけにくいがんもありますので、すべてのがんががん検診で見つかるわけではありません。また、がんでなくても「要精密検査」と判定されることもあります。子宮頸がんは前がん病変も検診で見つけられるのですが、この中には放置しても治療してしまいうものも多いため、結果的に不必要な精密検査や治療を受けなければならぬ場合があります。さらに、検査によって出血などが起こることがあります。

しかし、子宮頸がん検診はこれらの低い確率で起こるデメリットよりも、がんで亡くなることを防ぐデメリットが大きいことが証明されているため、必ず定期的に受診してください。

子宮頸がん検診の流れ



前がん病変が見つかった時には、状態によって治療を行う場合もありますし、治療をせずに医療機関で定期的に経過観察になる場合もあります。

気になる症状がある場合

月経(生理)以外に出血がある、閉経したのに出血がある、月経が不規則など、気になる症状がある場合は問診の際に医師に必ずお伝えください。不正出血が疑われる症状がある場合は自治体の検診を待たず、すぐに婦人科を受診してください。また現在婦人科を受診し経過観察中の方は自治体の検診ではなく、引き続き受診中の主治医の指示を受けてください。

子宮頸部の細胞診

子宮頸がん検診は子宮頸部(子宮の入り口)を、先にブラシのついた専用の器具で擦って細胞を取って、がん細胞など異常な細胞がないかを顕微鏡で調べる検査です。
*月経(生理)中は避けて検査を受けてください。



子宮頸部をブラシで擦り、細胞を取って顕微鏡で見える

精密検査はコルポスコープ検査(またはHPV検査)

細胞診で異常が発見されたらコルポスコープ検査で詳しく調べます。コルポスコープ(陰拡大鏡)を使って子宮頸部を詳しく見ます。異常な部位が見つければ、組織を一部採取して悪性かどうかを診断します。また細胞診の結果によってはHPV検査(子宮頸がんを引き起こすウイルスの有無を調べます)を行い、コルポスコープ検査が必要かどうかを判断することもあります。

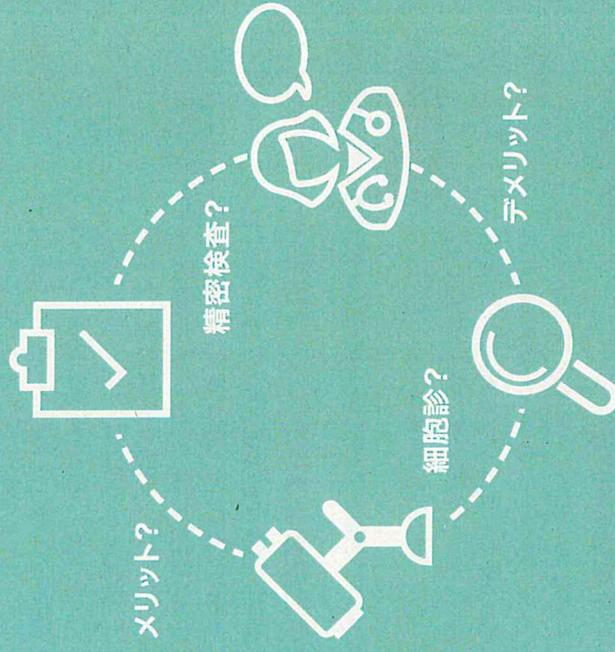


子宮頸部を拡大鏡で見る

検診は20歳以上、2年に1度定期的に行うことが大切です

子宮頸がんの中には急速に進行するがんもあります。早期発見のために必ず2年に1度、定期的に検診を受けてください。推奨している受診年齢や受診間隔を守らないと、検診の「デメリット」が大きくなってしまいます。

これから受ける検査のこと 子宮頸がん検診



子宮頸がんについて

- ✓ わが国では女性のがんの中で罹患する人が多く、特に30～40歳代の女性で近年増加傾向にあるがんです。
- ✓ 検診を受けることで、がんになるリスクや死亡リスクが減少します。
- ✓ 検診は2年に1度定期的を受けてください。ただし、月経(生理)以外に出血がある、閉経しただけに出血がある、月経が不規則などの症状がある場合は次の検診を待たずに医療機関を受診してください。
- ✓ 検診で「要精密検査」となった場合は、その後必ず精密検査を受けてください。
- ✓ 精密検査はコルポスコプ下の組織診・細胞診・HPV検査などを組み合わせて行います。
- ✓ 検診では、がんでないのに「要精密検査」と判定される場合や、がんがあるのに見つけない場合もあります。
- ✓ 検診は自治体と、各医療機関が連携して行っています。精密検査の結果は関係機関で共有されます。^{*}

^{*}精密検査の結果は市区町村へと報告されます。また、最初に受診した医療機関と異なる医療機関で精密検査を受けた場合は、最初に受診した医療機関にも後日精密検査結果が共有されます。(医療機関の検診精度向上のため)

「子宮頸がん」「がん検診」などのがんの情報についても詳しく知りたい方に、国立がん研究センターのがん情報サービスは、わかりやすく確かな情報をお届けしています。



ganjoho.jp

国立がん研究センター
がん情報サービス



がん情報ギフト

国立がん研究センターは、皆さまからのご寄付で「確かな・わかりやすい・役立つ」がん情報をつくり、全国の図書館などにお届けするキャンペーンを行っています。ぜひご協力ください。

発行：国立がん研究センターがん対策情報センター
がん医療支援部 検診実施管理支援室 2021年4月
協力：厚生労働行政推進調査事業費補助金「検診効果の最大化に資する職域を加えた新たながん検診精度管理手法に関する研究」班

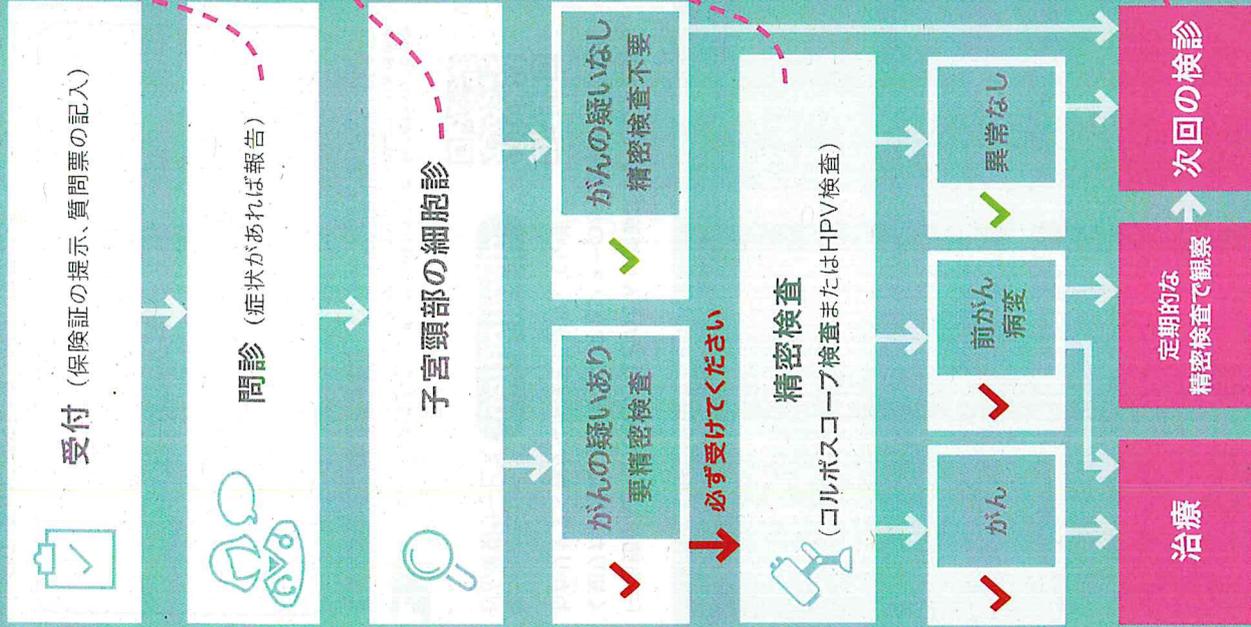
子宮頸がん検診を受ける前に・・・

子宮頸がんは罹患する人(かかる人)がわが国の女性のがんの中でも比較的多く、また30-40歳代の女性で近年増加傾向にあります。自治体で推奨している子宮頸がん検診(子宮頸部の細胞診)は「死亡率、罹患率を減少させることが科学的に証明された」有効な検診です。早期発見、治療で大切な命を守るために、20歳以上の女性は2年に1度定期的な検診を受診し、「要精密検査」という結果を受け取った場合には必ず精密検査を受けるようにしてください。

すべての検診には「デメリット」があります。がんは発生してから一定の大きさになるまでは発見できませんし、検査では見つけにくいがんもありますので、すべてのがんががん検診で見つかるわけではありません。また、がんでなくても「要精密検査」と判定されることもあります。子宮頸がんは前がん病変も検診で見つけられるのですが、この中には放置しても治療してしまいうものも多いために、結果的に不必要な精密検査や治療を受けなければならぬ場合もあります。さらに、検査によって出血などが起こることがあります。

しかし、子宮頸がん検診はこれらの低い確率で起こるデメリットよりも、がんで亡くなることを防ぐデメリットが大きいことが証明されているため、必ず定期的に受診してください。

子宮頸がん検診の流れ



前がん病変が見つかった時には、状態によって治療を行う場合もありますし、治療をせずに医療機関で定期的に経過観察になる場合もあります。

気になる症状がある場合

月経(生理)以外に出血がある、閉経したのに出血がある、月経が不規則など、気になる症状がある場合は問診の際に医師に必ずお伝えください。不正出血が疑われる症状がある場合は自治体の検診を待たず、すぐに婦人科を受診してください。また現在婦人科を受診し経過観察中の方は自治体の検診ではなく、引き続き受診中の主治医の指示を受けてください。

子宮頸部の細胞診

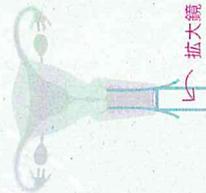
子宮頸がん検診は子宮頸部(子宮の入り口)を、先にブラシのついた専用の器具で擦って細胞を取って、がん細胞など異常な細胞がないかを顕微鏡で調べる検査です。*月経(生理)中は避けて検査を受けてください。



子宮頸部をブラシで擦り、細胞を取って顕微鏡で見える

精密検査はコルポスコープ検査(またはHPV検査)

細胞診で異常が発見されたらコルポスコープ検査で詳しく調べます。コルポスコープ(陰拡大鏡)を使って子宮頸部を詳しく見ます。異常な部位が見つければ、組織を一部採取して悪性かどうかを診断します。また細胞診の結果によってはHPV検査(子宮頸がんを引き起こすウイルスの有無を調べます)を行い、コルポスコープ検査が必要かどうかを判断することもあります。



子宮頸部を拡大鏡で見える

検診は20歳以上、2年に1度定期的に行うことが大切です

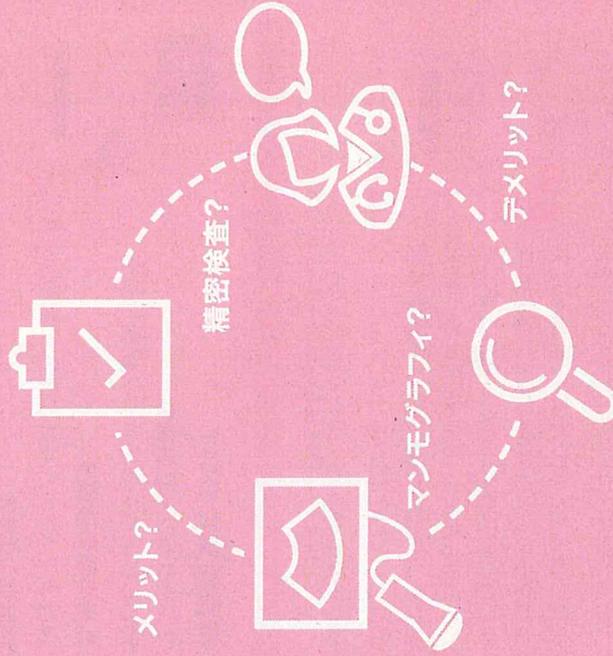
子宮頸がんの中には急速に進行するがんもあります。早期発見のために必ず2年に1度、定期的に検診を受けてください。推奨している受診年齢や受診間隔を守らないと、検診の「デメリット」が大きくなってしまいます。

これから受ける検査のこと 乳がん検診

乳がんについて

- ✓ わが国では女性のがんの中でも罹患する人が多く、がんによる死亡原因の上位に位置するがんです。
- ✓ 検診を受けることでがんによる死亡リスクが減少します。
- ✓ 検診は2年に1度、定期的に受けて下さい。ただし、しこり、乳房のひきつれ、乳頭から血性の液が出る、乳頭の湿疹やただれなどの症状がある場合は次の検診を待たずに医療機関を受診してください。
- ✓ 検診で「要精密検査」となった場合は、その後必ず精密検査を受けてください。
- ✓ 精密検査はマンモグラフィの追加撮影、超音波検査、細胞診、組織診などで、これらを組み合わせて行います。
- ✓ 検診では、がんでないのに「要精密検査」と判定される場合や、がんがあるのにそのがんが見つけられない場合もあります。
- ✓ 検診は自治体と、各医療機関が連携して行っています。精密検査の結果は関係機関で共有されます。

※精密検査の結果は市区町村へと報告されます。また、最初に受診した医療機関と異なる医療機関で精密検査を受けた場合は、最初に受診した医療機関にも後日精密検査結果が共有されます。(医療機関の検診精度向上のため)



「乳がん」「がん検診」などのがんの情報についても詳しく知りたい方に、国立がん研究センターのがん情報サービスは、わかりやすく確かな情報をお届けしています。



国立がん研究センター
がん情報サービス **ganjoho.jp**



国立がん研究センターは、皆さまからのご寄付で「種かな・わかりやすい・役立つ」がん情報をつくり、全国の図書館などにお届けするキャンペーンを行っています。ぜひご協力ください。

発行：国立がん研究センターがん対策情報センター
がん医務支援部 検診実施管理支援室 2021年4月
協力：厚生労働行政推進調査事業費補助金「検診効果の最大化に資する
職域を加えた新たながん検診精度管理手法に関する研究」班

乳がん検診を受ける前に・・・

乳がんは罹患する人(かかる人)がわが国の女性の
がんの中でも多く、がんによる死亡原因の上位に位
置するがんです。自治体で推奨している乳がん検診
(マンモグラフィ)は「死亡率を減少させることが科
学的に証明された」有効な検診です。早期発見、治
療で大切な命を守るために、40歳以上の女性は2年
に1度定期的に検診を受診し、「要精密検査」という
結果を受け取った場合には必ず精密検査を受ける
ようにしてください。

すべての検診には「デメリット」があります。がんは
発生してから一定の大きさになるまでは発見でき
ませんし、検査では見つけにくいがんもありますの
で、すべてのがんががん検診で見つかるわけでは
ありません。また、がんでなくても「要精検」と判定さ
れたり、放置しても死に至らないがんが見つかった
ために、不必要な治療を受けなければならぬ場合
もあります。

しかし、乳がん検診はこれらの低い確率で起こる
デメリットよりも、がんで亡くなることを防ぐメリッ
トが大いことが証明されているため、必ず定期的に
受診してください。

乳がん検診の流れ



気になる症状がある場合

マンモグラフィでは見つけにくい乳がんもあります。早期
の乳がんは自覚症状がないことが多いですが、しこり、乳房
のひびきつれ、乳頭から血性の液が出る、乳頭の湿疹やただれ
など気になる症状がある場合は問診の際に医師に必ずお伝
えください。症状がある場合は、自治体の乳がん検診を待た
ず、すぐに乳腺外来のある医療機関を受診してください。

マンモグラフィ

マンモグラフィは小さいしこりや石灰化
を見つけることができます。乳房を片方
づつプラスチックの板で挟んで撮影しま
す。乳房が圧迫されるため痛みを感じる
こともあります。圧迫時間は数十秒ほ
どです。また放射線被曝による健康被害
はほとんどありません。

・視触診検査は推奨されていませんが、マンモグラ
フィとの併用に限り、視触診検査が行われる場合があります。

精密検査について

マンモグラフィ追加撮影
疑わしい部位を多方向から撮影します。

乳房の超音波検査

超音波で、疑わしい部位を詳しく観察します。

細胞診、組織診

疑わしい部位に針を刺して細胞や組織を
採取し悪性かどうか診断します。

検診は40歳以上、2年に1度定期的に受ける ことが大切です

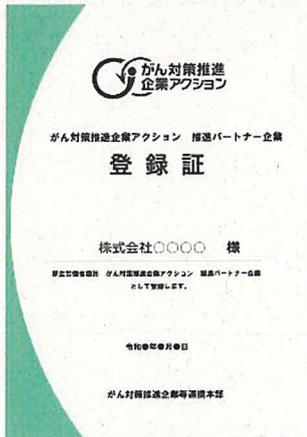
乳がんの中には急速に進行するがんもあります。早期発見
のために必ず2年に1度、定期的に検診を受けてください。
推奨している受診年齢や受診間隔を守らないと、検診の
「デメリット」が大きくなってしまいます。

がん対策推進企業アクション

無料でも、ここまでできる会社のがん対策！ 「がん対策推進企業アクション」に登録しましょう。



社内掲出用のポスターを無料でプレゼント



推進パートナー登録証をお送りします



企業同士の情報交換オンライン会議の様子



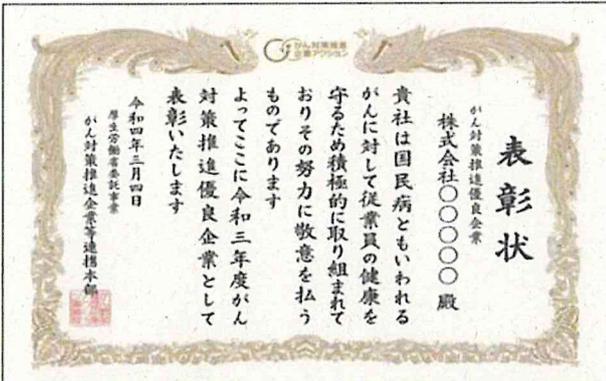
特別講師によるオンライン・オフライン無料研修



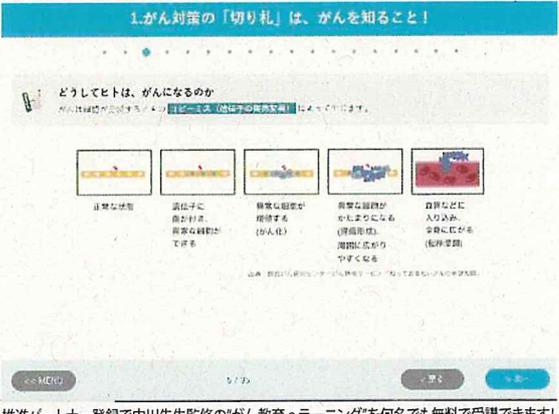
毎月最新の情報をNewsとしてお届け



YouTubeでも議長の中川先生が講義



がん対策の積極推進企業には表彰制度あり



推進パートナー登録で中川先生監修の「がん教育eラーニング」を何名でも無料で受講できます！

▶ がん対策推進企業アクションとは？

厚生労働省が実施する各種対策の中で、職域がん対策に特化した国家プロジェクトです。東京大学の中川恵一先生先生をアドバイザーボードの議長として、令和4年で14年目を迎え、現在では規模を問わず多数の企業・団体が推進パートナー登録しています。登録・月額費用はかかりません。

▶ なぜ企業が「がん対策」？

2人に1人ががんになると言われている、がん大国である日本において、定年の延長や女性の社会進出を背景として、「働く世代」でがん罹患する方が増えています。これは企業経営においても見過ごすことの出来ない重要な問題であり、職域がん対策については、様々な対策の整備も進んでいます。

▶ 登録したらどんなメリットがあるの？

eラーニングの利用、研修会や意見交換会への参加、YouTube動画などの啓発ツールの活用など、様々なコンテンツが無料でご利用いただけます。また医師・専門家による最新情報も毎月お届けします。ぜひ大切な社員をがんから守るため「がん対策推進企業アクション」へご登録ください。

ホームページの登録フォームからお申し込みください

事務局にて確認後登録手続きを行います

登録手続き完了後登録証などをお送りします

登録完了



がん対策推進企業アクション事務局

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-3-9 麹町プレイス4F (株式会社ウインウイン内)

tel.03-6281-9094

企業アクション

検索



働く女性の健康推進に取り組みましょう

- 産業保健総合支援センターをご活用ください -

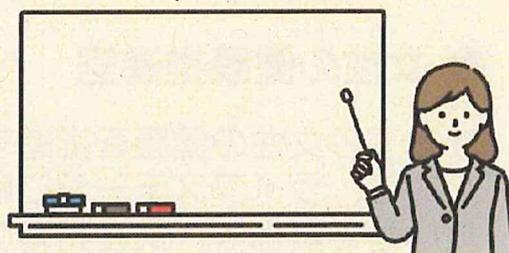
全国47都道府県に設置されている産業保健総合支援センターでは、
産業保健の専門家が以下の支援に取り組んでいます。ぜひご活用ください。

1

女性特有の健康課題に関する研修 を実施しています

月経関連疾患などライフステージに応じた女性の健康課題について正しく
理解し、働く女性に対して適切に配慮（婦人科等を受診する場合の特段の
配慮や相談しやすい職場環境の整備等）する
ことが重要です。

事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ
向けに研修を実施していますので、ぜひ受講
してください。



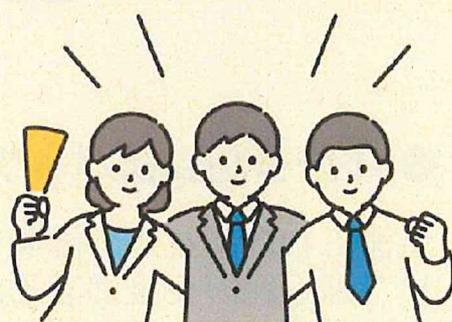
2

職場における女性の健康に関する ご相談に応じます

産業保健総合支援センターの保健師が中心となり、職場における女性の健
康に関するご相談に対応いたします。

より専門的なご相談については、性と健康の相
談センターにご案内するなど、産業保健総合支
援センターの保健師が連携コーディネーターと
して支援を行います。

労働者個人の方、事業者の方からのご相談を受
け付けています。



< ホームページのご案内 >

各種研修・セミナーは、各都道府県の産業保健総合支援センターの
ホームページからお申込みいただけます。

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/default.aspx>

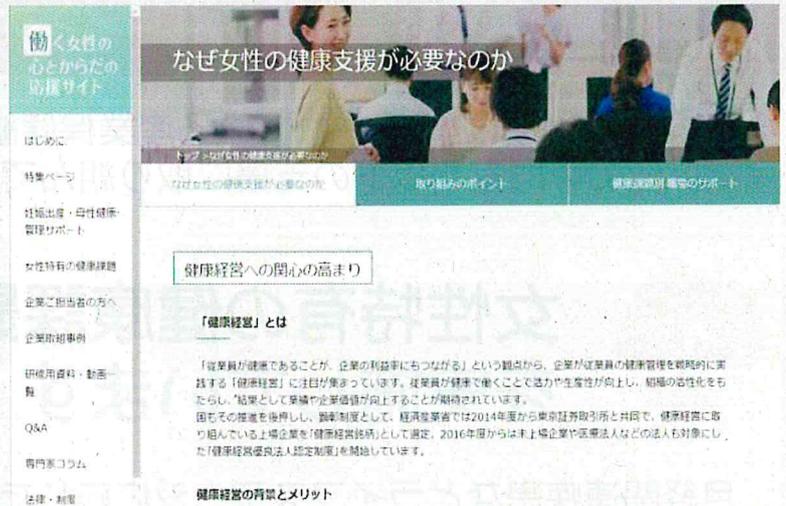


その他女性の健康支援に役立つツール

● 働く女性の心とからだの応援サイト（厚生労働省）

女性が健康で働くために職場でどのようなことに取り組んだらいいのか、様々なヒントが掲載されています。
企業の取組事例なども紹介しています。

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>



● 女性の健康推進室 ヘルスケアラボ（厚生労働省）

すべての女性の健康を推進するために、ライフステージに応じた心身の変化や、女性特有の病気に関する情報、セルフチェックなどについて紹介しています。

<https://w-health.jp/>



● 不妊予防支援パッケージ（内閣府・文部科学省・厚生労働省）

生涯にわたる女性の健康を包括的に支援することを通じ、不妊予防に向けた取り組みを推進するため、関係省庁とが連携し、不妊予防支援パッケージを公表しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10901000/000825095.pdf>



労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています。事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じる必要があります。

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

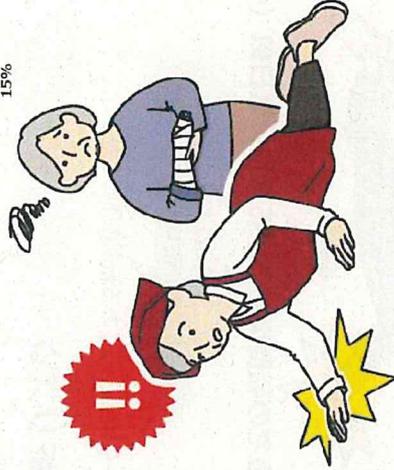
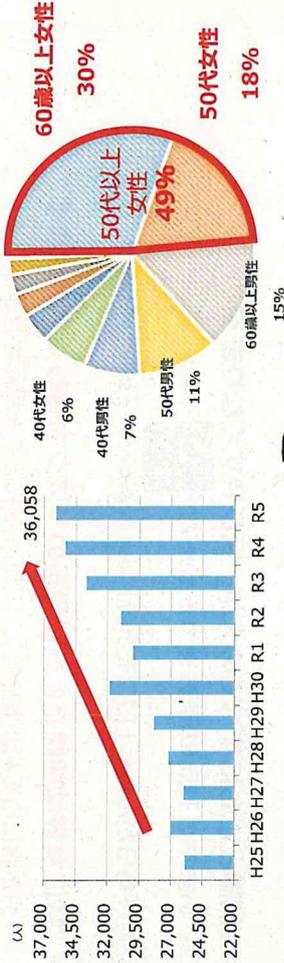
- (なし)
 - 何も無いところでもつまずいて転倒、足がもつれて転倒
 - ▶ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
 - 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒
 - ▶ バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
 - 通路等の凹凸につまずいて転倒
 - ▶ 敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごわずかなものでも危険）を確認し、解消
 - 作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒
 - ▶ 適切な通路の設定
 - ▶ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
 - 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒
 - ▶ 設備、什器等の角の「見える化」
 - 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒
 - ※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
 - ▶ 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 凍結した通路等で滑って転倒
 - ▶ 従業員用通路の除雪・融雪、凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)
 - 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒
 - ▶ 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底）
 - ウェットエリア（食品加工場等）で滑って転倒
 - ▶ 滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
 - ▶ 防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工 (★)
 - ▶ 隣接エリアまで濡れないよう処置
 - 雨で濡れた通路等で滑って転倒
 - ▶ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う
- (★) については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」を利用できます
- 中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイザーが受けられます

職場で転倒して骨折（転倒災害）

転倒災害は増加の一途



転倒災害による平均休業日数（令和5年）

48.5日

※労働者死傷病報告による休業見込日数

よくある転倒の原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

- ▶ 加齢とともにすべての人が、転びやすくなります
 - ✓ いますぐ「転びの予防 体力チェック」
 - ✓ 「毎日かんたん！ロコモ予防」（出典：健康寿命をのびそう SMART LIFE PROJECT）
- ▶ 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
 - ✓ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
 - ✓ 骨粗鬆症予防も一緒に！「骨活のすすめ」（出典：健康寿命をのびそう SMART LIFE PROJECT）

介護労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
 事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし)
 - 何もないところでもつまずいて転倒、足がもつれて転倒
 - > 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
 - > 走らせない、急がせない仕組みづくり
- 通路の段差につまずいて転倒
 - > 事業場内の通路の段差の解消 (★)、「見える化」
 - > 送迎先・訪問先での段差等による転倒防止の注意喚起
- 設備、家具などに足を引っかけて転倒
 - > 設備、家具等の角の「見える化」
- 利用者の車椅子、シルバーカー、杖などにつまずいて転倒
 - > 介助の周辺動作のときも焦らせない
 - 介助のあとは“一呼吸置いて”から別の作業へ
- 作業場や通路以外の障害物（車止めなど）につまずいて転倒
 - > 適切な通路の設定
 - > 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- コードなどにつまずいて転倒
 - > 労働者や利用者の転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 凍結した通路等で滑って転倒
 - > 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マットを設置する (★)
 - 浴室等の水場で滑って転倒
 - > 防滑床材の導入、摩擦している場合は施工し直す (★)
 - > 滑りにくい履き物を使用させる
 - > 脱衣所等隣接エリアまで濡れないよう処置
 - こぼれていた水、洗剤、油等（人為的なもの）により滑って転倒
 - > 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
 - (清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放)
 - 雨で濡れた通路等で滑って転倒
 - > 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う
 - > 送迎・訪問先での濡れた場所での転倒防止の注意喚起
- (★) については、**高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」**を利用できます
 中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイザーが受けられます

職場で転倒して骨折（転倒災害）

社会福祉施設での転倒災害は増加の一途

性別・年齢別内訳（令和5年）



社会福祉施設での転倒災害による平均休業日数（令和5年）

46.1日

※労働者死傷病報告による休業日数

よくある転倒の原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

- > **加齢とともにすべての人が、転びやすくなります**
 - ✓ いますぐ「転びの予防 体力チェック」
 - ✓ 「毎日かんたん！口コミ予防」 (出典：健康寿命をのぼそう SMART LIFE PROJECT)
- > **特に女性には加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します**
 - ✓ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう

✓ 骨粗鬆症予防も一緒に！「骨活のすすめ」 (出典：健康寿命をのぼそう SMART LIFE PROJECT)

目の健康対策で

STOP! 転倒災害

眼底検査でリスクを見える化!

目の病気が転倒を招いているかもしれません。
目の健康対策でエイジフレンドリーな職場作りへ。



65歳以上の就業者は全体の**14%**(2020年)と、年々増加しています。
60歳以上の女性の転倒骨折は20代の約**19倍**というデータもあり、
安全な職場に視機能対策は欠かせません。

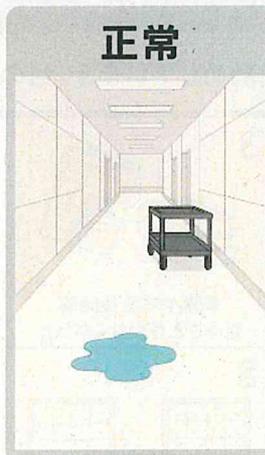
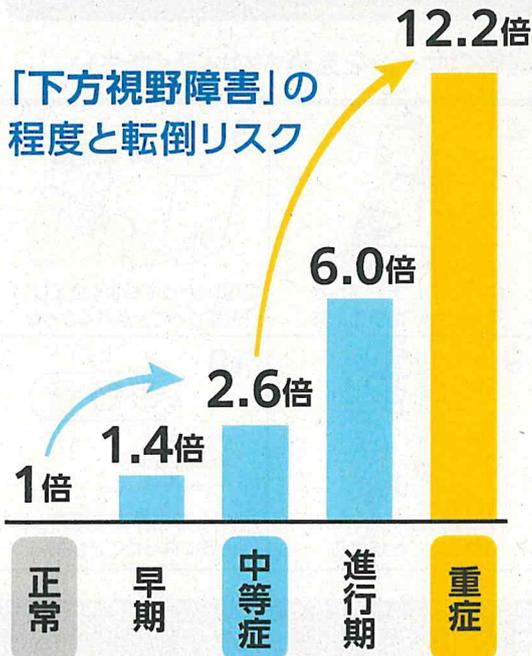
(厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課「令和6年 高齢労働者の労働災害発生状況」)

下方視野障害が進むと転倒しやすくなります

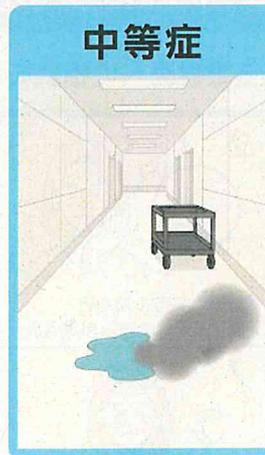
(視界の下部が見えなくなる)



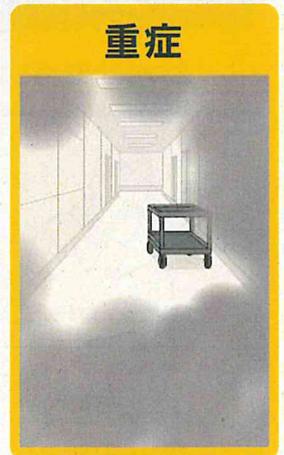
転倒の危険性も



水たまりがよく見える



一部欠損があるが、ほとんど気づかない



カートに視線が向くと水たまりは見えない!

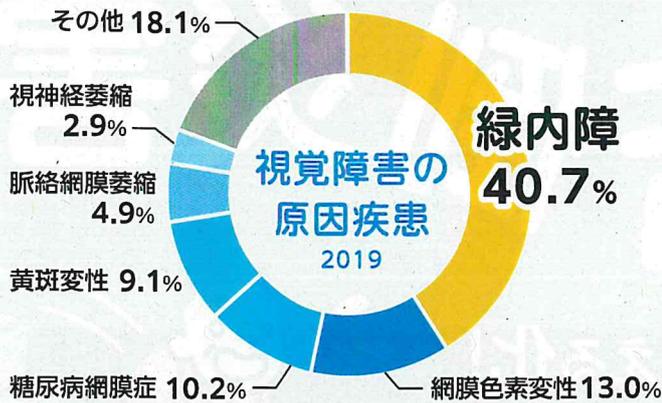
重症になるまで視野の欠損に気づくことができません。
眼底検査が必要です!



Alex A Black, et al. Optometry and vision science 2011
Jones PR, et al. Ophthalmic Epidemiology. 2019 から作成

「見えにくくなる」原因の8割が眼底の病気です

視力検査だけでは発見できません



Matoba R, et al. Jpn J Ophthalmol. 2023

機能回復できない病気も多く、早期発見が大切です。

眼底検査ってどんな検査？

年1回、眼底検査を！



眼底とは目の奥の部分で、さまざまな病気を発見できる場所です。眼底検査では1枚の写真で、網膜・血管・視神経の状態がすべてわかります。検査後も速やかに業務復帰できます。

企業ができる目の健康対策があります

「はたらく人の目を守る
眼科検診ハンドブック」



1



「アイフレイル」の自己チェックを。

まず、各自が小さな不調に気づくことが大切です。

2



健康診断に「眼底検査」をプラス

視野欠損など目の病気は自覚症状がなく、視力検査でも見つけることができません。眼底検査で早期発見しましょう。

3



目にやさしい環境づくりを

職場の4S（整理、整頓、清潔、清掃）や作業場所の照度を見直して、目の状態にかかわらず、安全に快適に働ける環境を。

アイフレイル(加齢による目の機能低下)の自己チェックも有効です

2つ以上該当したら眼科医への相談をお勧めしています。目の病気のサインを見逃さないでください。

<p>1</p> <p>目が疲れやすくなった</p>	<p>2</p> <p>夕方になると見えにくくなるが増えた</p>	<p>3</p> <p>新聞や本を長時間見ることが少なくなった</p>	<p>4</p> <p>食事の時にテーブルを汚すことがたまにある</p>	<p>5</p> <p>眼鏡をかけてもよく見えないと感じることが多くなった</p>
<p>6</p> <p>まぶしく感じやすくなった</p>	<p>7</p> <p>はっきり見えない時にまばたきをすることが増えた</p>	<p>8</p> <p>まっすぐの線が波打って見えることがある</p>	<p>9</p> <p>段差や階段で危ないと感じたことがある</p>	<p>10</p> <p>信号や道路標識を見落としそうになったことがある</p>

アイフレイル
目の健康寿命をのばそう



緑内障・白内障・黄斑変性・ドライアイなどの検査概要、アイフレイルチェックリストなどを紹介しています



公益社団法人 日本眼科医会
JAPAN OPHTHALMOLOGISTS ASSOCIATION

「はたらく人の目を守る 眼科検診ハンドブック」の紹介



日本眼科医会では、視覚の管理を通して転倒や交通事故などの労働災害を防ぎ、働く人たちの心身の健康を守る活動に取り組んでおり、その一環として、企業や産業保健に関わる皆様に眼科検診の意義について理解を深めていただくことを願い、本ハンドブックを発刊しました。本冊子が広く活用されて、勤労者の目が守られ、日本の産業の発展にも寄与できますことを切に願っています。



日本眼科医会の公式サイトでPDFを掲載しています
https://www.gankaikai.or.jp/info/20250701_handbook.pdf

「目次」抜粋

はじめに

1章 産業衛生における眼科の役割

2章 目の健康に起因した職業上の疾病・障害

視力検査と眼底検査

事例 1：転倒

事例 2：交通事故

事例 3：情報機器作業における健康管理

3章 なぜ眼底検査が必要か

1. 眼底検査で見えるもの
2. 視覚障害の原因
3. 目の自覚症状があっても受診しない
4. 転倒リスク・職場の安全

4章 眼底検査の基礎知識

5章 視力検査・眼底検査の実際：検診の進め方

1. 視力検査
2. 眼底検査
3. セルフチェックシート
4. 検診の結果記入と精密検査の受診勧奨

6章 結果の取り扱い

1. 検診結果の取り扱い
2. 精密検査の取り扱い その読み方・とらえ方

7章 労働者にしばしばみられる眼科疾患

1. 緑内障の健康管理と治療における留意点
2. 糖尿病網膜症・黄斑症
3. 網膜血管障害
4. 網膜色素変性
5. 黄斑疾患（変性、前膜等）
6. 薬液飛入時の対応、眼部打撲の際の注意点
7. ドライアイ
8. 斜視
9. アイフレイル
10. 眼底検査でわかる病気、わかりづらい病気、わからない病気
11. 最近のトピックス 眼疾患に伴う労働生産性損失
—プレゼンティーイズムとアブセンティーイズム—

8章 職場での対応

1. 産業保健スタッフの役割
2. 面談で聞くべき内容とアドバイス
3. 治療と仕事の両立支援の紹介
4. 保健指導のポイント
5. 就業上の措置（就業制限等）について

あとがき

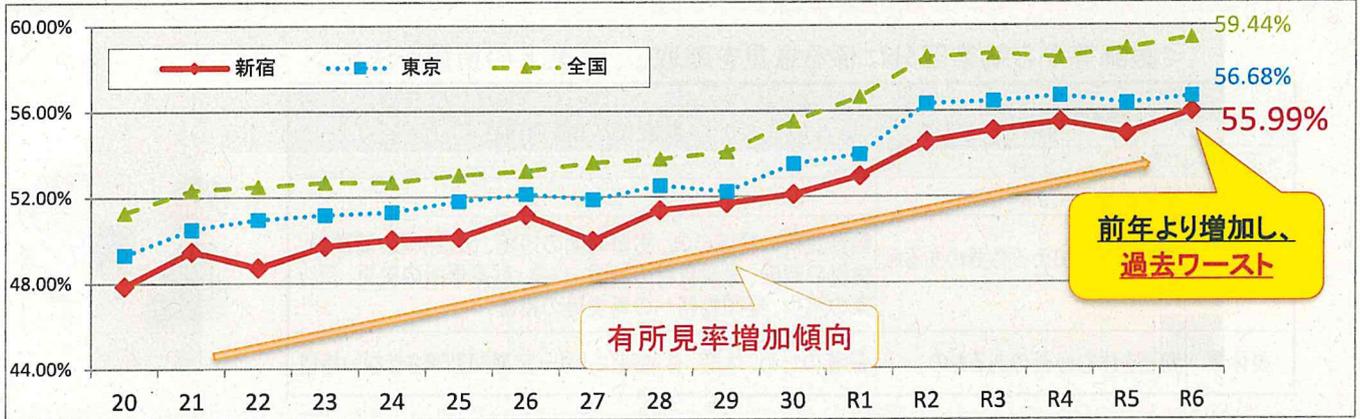
付録

労働者の健康確保と健康保持増進

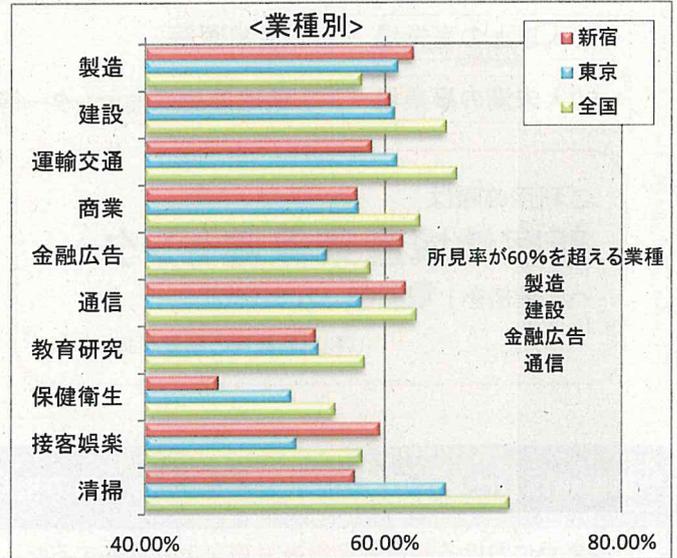
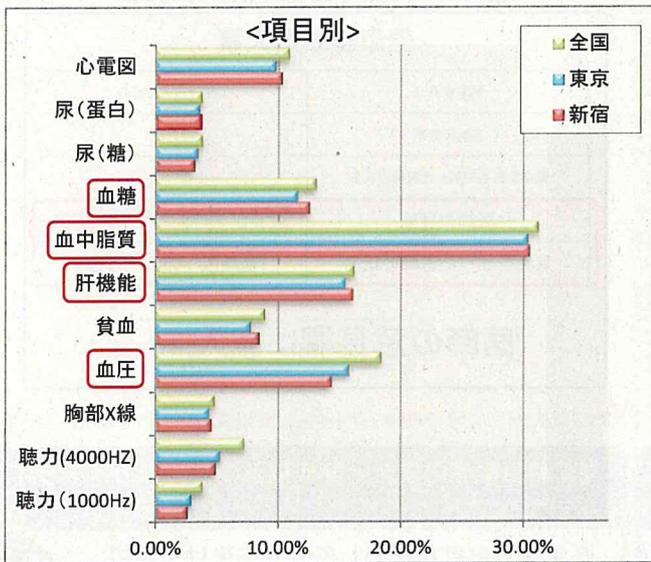
～健診結果の活用・コラボヘルスの推進～

定期健康診断結果の状況

◇有所見率は長期的に増加傾向で、令和6年は**過去最も高い数値**となった



◇令和6年 項目別、業種別有所見率(新宿:新宿区、中野区、杉並区)



有所見率改善のための取組

◇医師や保健師による保健指導の実施に努める <労働安全衛生法第66条の5>

<改善のポイント>

- ①食生活の改善
(油・塩分控える、鉄分・カルシウムの摂取)
- ②飲酒・喫煙習慣の改善
- ③適正体重の把握・維持
- ④運動の改善

□健康診断とあわせた体力測定

□体操、ストレッチの実施



体力チェックの一例

詳しい内容は→



□協会けんぽや健康組合等と連携

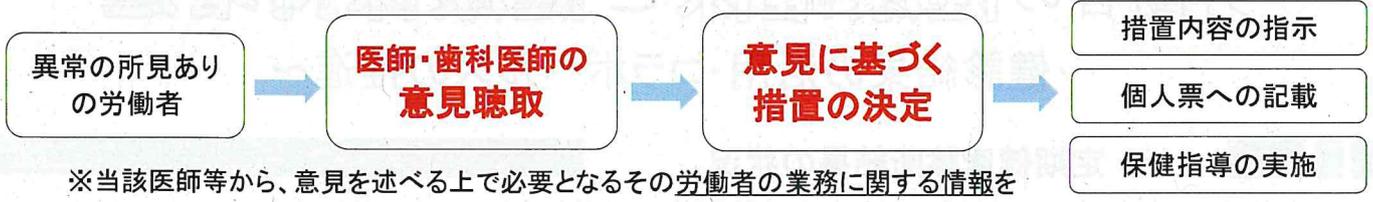
□朝礼、会議等で健康について触れる

□個人面談や健康セミナーの参加

□食堂委託会社と連携し、栄養改善

特に**脳・心臓疾患に係る項目**(血中脂質、血圧、血糖、尿中の糖、心電図)、**毎年悪化している者**等重点的に!

◇異常の所見があると診断された者の健診後の流れ <労働安全衛生法第66条の4,66条の5>



※当該医師等から、意見を述べる上で必要となるその労働者の業務に関する情報を求められたときは、これを提供しなければならない【H29.6.1施行】

<医師等から就業区分に係る意見を聴取し、就業上の措置を決定>

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	
就業制限	勤務制限を加える必要のあるもの	勤務負荷の軽減の為、労働時間の短縮、出張制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業・就業場所の変更、深夜業の減少、昼間勤務への転換等の措置
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、退職等により一定期間勤務させない措置



<意見を聴く医師等>

- 50人以上の事業場 → 産業医等
- 50人未満の事業場 → 地域産業保健センター等

ご利用の際は
新宿地域産業保健センター
 へご連絡を！電話03-3208-2301

(利用回数等の制限があります)

<聴取した意見を個人票へ記録>

健康診断個人票	
健診年月日	○年 ○月○○日
医師の診断	要観察
健康診断を実施した医師の氏名	○○ ○○
医師の意見	就業制限時間外労働の制限
意見を述べた医師の氏名	産業医 ○○ ○○

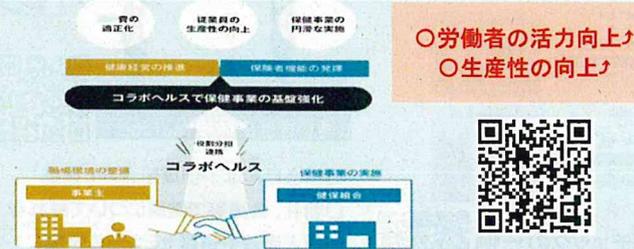
医師の意見欄に記入(押印不要)

事業場における労働者の健康保持増進のための指針

事業場における健康保持増進対策をより推進するため指針の改正 (R2. 3)、事業者と医療保険者と連携した健康保持増進の推進を図るため更なる改正 (R3. 2)

労働者の健康状況に応じて、健康保持増進対策を実施・コラボヘルスの推進

保険者と事業者が積極的に連携し、加入者の
 予防・健康づくりを効率的・効果的に進めること



高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン (エイジフレンドリーガイドライン)

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、
高齢労働者の健康づくりを推進



ポイント①

『トップの方針表明』と『担当者や組織』の整備

ポイント②

『職場環境の改



ポイント③

『体力や健康状況』の把握と対応

体カチェックの実施

ポイント④

『安全衛生教育』



第76回 全国労働衛生週間

2025（令和7）年10月1日～7日 [準備期間：9月1日～30日]

全国労働衛生週間スローガン

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて
ストレスチェックで健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょ

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組
- 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

■ 産業保健総合支援センター（さんぽセンター）

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

■ 働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取組事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

■ 治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



化学物質管理

職場の化学物質管理の総合サイト「ケミサポ」や化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内などを掲載しています。

■ 職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



転倒・腰痛予防対策

転倒・腰痛予防対策の参考資料を紹介しています。

■ 「いきいき健康体操」（監修：松平浩）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>

■ 腰痛を防ぐ職場の好事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001465336.pdf>



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」
※ に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



※ 増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体にコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

■ SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら
（サイト内から加盟申請もできます）

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/newpage_00007.html



働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

■ 働き方の現状が把握できる「自己診断」等
（働き方・休み方改善ポータルサイト）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



■ 各種助成金や無料相談窓口の紹介等
（働き方改革特設サイト）

<https://hatarakikatataikaku.mhlw.go.jp/top>



労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html



その他

■ 職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



■ 職場における受動喫煙防止対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/kitsuen/index.html



■ 労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

